## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための沖縄大学の活動制限指針(改定版)

## 2022.05.9. v21.0

【方針】本指針は、全ての大学構成員の生命と健康、安全を守ることを目的とし、本学の活動制限をレベルで表現し可視化することにより、構成員の適切な意識と行動の変容を促すため、策定するものである。

- ・小中高と異なり、広域活動を伴う大学生が通学するという教育機関の特性より、予防原則に則り沖縄県の判断基準の70%を指標基準とした。
- ・各レベルの移行は基準に明記されている定量的・定性的指標に準じる。
- ・県外外部講師等の招聘は「出張・旅行」の基準に準じる。
- ・全学共通の方針とする。

レベル	授業 (講義・演習・実習)	学生の課外活動	研究・対外的活動 (研究指導を含む)	学生の入構	学内会議	事務機能	出張・旅行
	(講義・演習・美智) (対面授業主体	○ ○ ○ 感染防止対策を最大限取ったトで 活動	(研究指導を含む) ○感染防止に最大限配慮し、研究指導・活動の	○感染防止対策を最大限取った上で 学	○感染防止に最大限配慮し、対面会議を行	○感染防止に最大限配慮し. 通営通りの勤	○国内流行地域への出張・旅行の注章
		を許可	続行はできる。	部学生・大学院生を登校させる。 なお登校		務を行う。	
	<ul><li>○対面授業の受講者数は、教室収容定員の</li></ul>		○講演会・セミナー等は感染防止に最大限配慮	した学生・院生はマスクを必ず着用するこ			
	65%以下とする。		し、教室収容定員30%以下(かつ最大30人)で	٤.	3250		
1			実施可能。	- ○ 〇自習室の利用は感染防止対策を取った上			
	○一部遠隔授業の併用			で可(マスク着用義務、私語厳禁)			
	o an all made in a privil			○図書館の利用は貸出・返却のほか、閲覧			
				を可とするが、長時間の学習は不可とす			
	(4月22日~28日の期間の授業制限)	○不要不急の活動の自粛を要請	○感染防止に最大限配慮し、研究指導・活動の		○感染防止に最大限配慮し、対面会議を行	○感染防止に最大限配慮し、通常通りの勤	○ワクチン2回接種、2回目接種後2週間後
		○キャンパス内外における屋内での集会の	続行はできる。	○原則として対面授業のある学生、遠隔講	う。	務を行う。	をもって出張は可能。
	○対面授業と遠隔授業の併用	禁止	○研究室の責任者は、研究室関係者(学部学生・	義を受講する上で、自宅でのICT環境に問	○オンライン会議を推奨。ただし構成員の	○時差出退勤を活用する。	ただし、県外、離島及び訪問先等の方
		○活動状態に応じて一部の課外活動を許可	大学院学生・ 研究員・研究スタッフ)の現場での	題がある学生の登校は可とする。(PC教	秘匿情報、企業の営業秘密、入試・卒業に		針、意向を確認し、それを尊重すること。
	○対面授業の受講者数は、教室収容定員の		滞在時間を減らし、自宅で作業することを検	室の他、指定された自習室でも遠隔を受講	関わる重要事項等を取り扱う会議は、セ		また、国外については、国の方針に従う
	65%以下とする。		計。	可とする)なお登校した学生・院生はマス	キュリティ上の取扱いに留意し、別途検討		こと。帰国後に自宅隔離期間等がある場合
	○一部遠隔授業の併用		○大人数(目安は10人以上)の講演会・セミ	クを必ず着用すること。	する。		は、授業に支障がないよう配慮すること。
			ナー等は自粛				ワクチンの接種が出来ない場合は、PCR
				○図書館の利用は感染防止策をとった上で			検査を代用。
1.5	(5月6日~6月2日の期間の授業制限)			貸出・返却、閲覧を可とし、自習を目的と			
				した利用は人数を制限して可とする(上限			
	○一般授業は授業実施を制限(教室収容定			36名)。			
	員の65%以下かつ1クラス30名以下に限っ						
	て対面を可能とする。						
	○実験・実習・実技・ゼミについては、対						
	面授業の実施を可能とする。						
	○テストは全ての授業で、収容定員の65%						
	以下であれば対面での実施を可能とする。						
	○遠隔授業主体	○不要不急の活動の自粛を要請	○現在進行中の研究指導・活動を継続するため	○学部学生・大学院生の登校を制限する	○可能な限りオンライン会議へ移行。ただ	○在宅勤務等を活用し、出勤人数の制限を	○県内外すべての出張に関して、先方から
		○キャンパス内外における屋内での集会の	に短時間の立ち入りを許可。	原則として対面授業のある学生、遠隔講義	し構成員の秘匿情報、企業の営業秘密、入	行い、感染拡大防止を図る。	の出張要請がなされた場合のみ、総務に事
	○一般授業は授業実施を制限(教室収容定	禁止	○学部学生・大学院学生を強制的に登校させな	を受講する上で、自宅でのICT環境に問題	試・卒業に関わる重要事項等を取扱う会議		前に届けを出し、学長が出張を許可。それ
	員65%以下。かつ1クラス10名以下に限っ	○活動状態に応じて一部の課外活動を許可	L'o	がある学生に限り登校を可とする。(PC	は、セキュリティ上の取扱いに留意し、別		以外の出張は禁止。
	て対面を可能とする。			教室の他、指定された自習室でも遠隔授業	途検討する。		○旅行に関してはできうる限り避けるこ
				を受講可とする) なお登校した学生・院			と。
	○実験・実習・実技・ゼミの授業実施を制			生はマスクを必ず着用すること。			
	限(収容定員の65%以下)。ただし上限は			○期末試験前において自習目的の自習室利			
2	30名とする。			用を可とするかは、その時の感染状況に			
				よって別途告知する。			
				○院生の自習室利用は不可。			
	○テストは全ての授業で、収容定員の65%						
	以下であれば対面での実施を可能とする。			○図書館の利用は感染防止策をとった上			
				で、貸出・返却、閲覧を可とし、自習を目			
				的とした利用は人数を制限して可とする			
				(上限18名)。			

イベント(講演会・セミナー等)開催時の注意事項

注:家族に濃厚接触者となった場合等の対応については、別途定める。